

明徳学園 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する方針

本学園は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、以下のとおり方針を明確化し、教職員及び求職者等に対し、周知・啓発します。

1. 定義等

(1) 求職者等

求職者、本学園の実施する教職員の採用に資する活動に参加する者、及び教育実習等を受ける者を指します。

(2) 求職活動等

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指します。

(3) 教職員

本学園が雇用する者、役員及び派遣労働者をいいます。

(4) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント

求職活動等において、求職者等の意に反して行われる性的な言動により、当該求職者等が精神的苦痛を受け、求職活動等が阻害されるなど、就職活動又は職業選択に係る活動を行う上で看過できない程度の支障を生じさせることをいいます。

(5) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容

求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの内容としては、以下のような例が考えられるが、これらの例に限られるものではありません。

- ・教職員が求職者に対し、性的な事実関係を尋ね、求職者が苦痛に感じ、求職活動が妨げられる。
- ・教職員が必要なく、又は求職者等の意に反して身体に触れ、求職者等に精神的苦痛を与える。
- ・教職員が教育実習等に参加した者に対し、性的関係を結ばなければ今後教育実習等を受け入れなくなるかもしれないと述べ、当該者が実習への参加を断念することとなる。

2. 基本方針

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを禁止し、同ハラスメントを行った者については、懲戒処分を行う等、厳正に対処します。また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを就業規則に定めるとともに、教職員に周知・啓発します。

3. 求職活動等に関するルール

本学園では、求職活動等に関するルールについて、以下のとおり定め、周知・啓発します。

- ・面談は、原則として本学園の勤務時間内に本学園施設内又はオンラインで実施するものとし、やむを得ない事情がある場合を除き、これ以外の場所又は時間において行いません。
- ・求職者等への連絡は、原則として本学園が管理する電子メールアドレスその他公式の連絡手

段を用いて行うものとします。

- ・面談は、原則として複数名の教職員で対応するものとし、やむを得ず一対一で対応する場合は、外部から確認可能な場所で実施するなど、適切な配慮を行います。
- ・本学園では、求職活動等に関し、教職員と求職者等が飲酒を行うことを禁止します。

4. 相談窓口

本学園は、学園本部法人部総務課内にハラスメント相談窓口を設置します。

相談窓口 学園本部法人部総務課 電話：075-331-3877

なお、相談窓口担当者は、相談内容及び相談者の意向を尊重し、その内容や状況に応じて適切に対応するとともに、相談者、行為者その他関係者のプライバシー保護に十分配慮します。

5. 事後対応

本学園では、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するよう努め、改めて本方針を周知・啓発します。

また、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認できた場合、速やかに被害者に対する配慮のための措置、行為者に対する適正な措置を行います。

6. 不利益取扱を行わないこと

本学園では、求職者等が相談を行ったことを理由として不利益に扱うことはせず、教職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行いません。

7. 本方針の改廃

本方針に見直しの必要性が生じた場合は、理事会の決議により改廃するものとする。

附則 この方針は、令和8年9月25日から施行する。